

改正

平成5年3月26日告示第19号

平成7年3月30日告示第24号

平成16年3月31日告示第16号

平成16年12月10日告示第52号

平成17年3月31日告示第33号

平成19年3月30日告示第26号

平成21年3月31日告示第27号

平成23年3月30日告示第31号

平成24年7月9日告示第78号

平成26年6月30日告示第60号

平成27年3月31日告示第23号

平成30年3月27日告示第25号

令和3年1月14日告示第5号

館山市浄化槽設置事業補助金交付要綱

館山市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱（昭和63年告示第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存単独処理浄化槽又はくみ取り便所から第2条第1項に規定する浄化槽に転換しようとする者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、館山市補助金等交付規則（平成19年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- （2）居住者 浄化槽を設置する補助対象建築物（市長が別に定める）に生活の本拠を有する者

であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する住民票に当該補助対象建築物に住所を定めていることが記録されているものをいう。

(3) 単独処理浄化槽 便所と連結してし尿のみを処理し、放流するための設備又は施設をいい、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定するものをいう。

(4) くみ取り便所 し尿を便槽に貯留して後から汲み取る方式（簡易水洗式便所を含む）のもので、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に定める構造を有するものをいう。

(5) 転換事業 単独処理浄化槽又はくみ取り便所を浄化槽に付け替える事業をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助対象地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可に係る区域及びこれらに準ずるものとして市長が別に定める区域を除く市内全域とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助を受けることができる者は、補助対象地域内において、補助対象建築物に転換事業をしようとする居住者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けず、又は法第5条第1項の規定による届出をしないで浄化槽を設置する者

(2) 補助事業の期間内に浄化槽を設置することができない者

(3) 補助対象建築物を借りている者で、転換事業について賃貸人の承諾が得られないもの

(4) 市税等を滞納している者

(補助の対象及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる浄化槽は、処理対象人員が10人以下で、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上であり、放流水1リットル当たりのBODの日間平均値を20ミリグラム以下とする機能及び合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化対策室長通知）に適合する次の各号のいずれかの機能を有するものとする。

(1) 放流水1リットル当たりの総窒素濃度が20ミリグラム以下又は総磷濃度が1ミリグラム以下の機能を有するもの

(2) BODの除去率が97パーセント以上であり、放流水1リットル当たりのBODの日間平均値を5ミリグラム以下とする能力を有するもの

2 補助対象となる工事の範囲及び補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転換事業に係る工事に着手する前に補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書の写し又は法第5条第2項に規定する審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 補助対象建築物を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 工事請負契約書の写し及び見積書の写し
- (5) 全国浄化槽推進市町村協議会による登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- (6) 合併処理浄化槽概要書又は浄化槽調書の写し
- (7) 浄化槽設置届出書の写しがある場合は、法第7条の規定による検査の依頼書の写し
- (8) 既設単独処理浄化槽又はくみ取り便所の配置図
- (9) 浄化槽の構造図
- (10) 配置配管図及び排水系統図
- (11) 擁壁等の工事が当該事業に係わる場合はその資料
- (12) 社団法人千葉県浄化槽協会の保証登録証（市町村用）
- (13) 市税等の滞納がないことの証明書
- (14) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定するとともに、その結果を補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、補助申請内容を変更し、又は浄化槽の設置を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、浄化槽の設置が期間内に完了しないときは、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第9条 第7条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、浄化槽の設置が完了したときは、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(別記第4号様式)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の領収書の写し又は請求書の写し
- (2) 施工写真
- (3) 施工結果報告書
- (4) 法第7条に係る費用を納付したことを証する書面の写し
- (5) 法第10条を遵守することを誓約する書面
- (6) 次のいずれかの書面

ア 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽管理者が保守点検業者を窓口として保守点検及び清掃の実施並びに法第11条の検査の受検手続の代行を一括して約定した契約書の写し

イ 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、法第11条の検査の受検を契約したことを証する書面

- (7) 住民票の写し
- (8) 単独処理浄化槽又はくみ取り便所を適正に処分したことを確認できる書面の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項第8号の規定にかかわらず、実績報告書を提出するときまでに当該報告に係る補助対象建築物の居住者となることができない場合は、確約書(別記第5号様式)をもって住民票の写しに代えることができる。この場合においては、市長が別に定める期限までに当該補助対象建築物の居住者となり、速やかに住民票の写しを提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 第7条の規定により補助金交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じて補助金を分割して交付することができる。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、前条第1項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還させるものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則 (平成5年3月26日告示第19号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けたもの及び法第5条第1項の規定による届出の受理がなされたもので、平成5年5月31日までに浄化槽工事が竣工するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成7年3月30日告示第24号)

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日告示第16号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月10日告示第52号)

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日告示第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第26号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第27号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けたもの及び法第5条第

1項の規定による届出の受理がなされたもので、平成22年3月31日までに浄化槽工事が竣工するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月30日告示第31号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第78号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年6月30日告示第60号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第23号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月27日告示第25号）

この告示は、平30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月14日告示第5号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条第2項）

転換事業の内容	工事種別	設置補助限度額 （浄化槽の設置に係る経費に対する補助）	転換補助限度額 （単独処理浄化槽又はくみ取り便所の撤去及び処分に係る経費に対する補助）
単独処理浄化槽から浄化槽への転換	/	15万円	5万円
くみ取り便所から浄化槽への転換	増改築に伴う転換		
	トイレの水洗化による転換（建替えの場合を除く。）		

別記

第1号様式 (第6条)

第2号様式 (第7条)

第3号様式 (第8条第1項)

第4号様式 (第9条)

第5号様式 (第9条第2項)

第6号様式 (第10条第1項)